

前橋工科大学に対する研究及び技術相談処理規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第130号

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋工科大学（以下「本学」という。）に対する個人又は企業からの研究及び技術の相談（以下「相談」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相談の窓口)

第2条 本学に対する相談の窓口は、前橋工科大学地域連携推進センター（以下「地域センター」という。）とする。

(相談の処理の基本態度)

第3条 相談の処理に当たっては、常に親切かつ誠実を旨とし、相談内容を正確に把握し、迅速かつ的確に処理するとともに、秘密の保持に留意しなければならない。

(相談の申込方法)

第4条 本学に対する相談の申込みをしようとする者（以下「相談者」という。）は、相談申込書に相談の内容を記入し、地域センターに提出する。

2 前項に規定する相談申込書の様式は、別に定める。

(相談の処理の手順)

第5条 地域センターは、以下の手順により相談の処理を行う。

(1) 相談者から前条第1項の規定による相談申込書の提出があったときは、事務局において受付を行う。

(2) 前号の受付を行ったときは、本学の産学官連携コーディネーター又は本学の専任教員（公立大学法人前橋工科大学就業規則（平成25年規程第54号）第2条第2項に規定する教員及び公立大学法人前橋工科大学特任教員規程（平成25年規程第63号）第2条に規定する特任教員をいう。）が、原則として相談者と直接面談を行うものとする。

(3) 前号の規定により面談を行った教員（第2項において「面談教員」という。）は、当該相談内容を検討し、必要に応じて専門分野が該当すると思われる本学の専任教員等に相談内容の解決の協力を求め、対処法を決定するものとする。

(4) 地域センターは、対処法が決定次第、直ちに相談者に対して提示するものとする。

2 面談教員は、前橋工科大学地域連携推進センター長（次条において「地域センター長」という。）に相談の概要及び結果を報告するものとする。

(実績報告)

第6条 地域センター長は、前橋工科大学地域連携推進センター会議に相談の概要及び実績を報告するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究及び技術の相談の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。